

あいづわかまつ 文化財だより

発行
会津若松市教育委員会
編集
会津若松市教育委員会文化課
〒965-0871 会津若松市栄町5番17号
TEL 0242-39-1305 FAX 0242-39-1272
HP <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/bunya/bunkazai/>

—第28号—
令和3年(2021)4月1日

美しく修復された旧滝沢本陣 ～屋根を葺き替えました～



「修復工事を終えて」

この度は、関係者みなさまのご尽力により、無事修復工事の完了に至りました。



所有者の横山周平さん

平成27・28年度の工事に引き続き、これで一通りの修復を終えたことから、私も一安心しております。

観光業界は、新型コロナウイルス感染症拡大により厳しい状況にありますが、今後しっかりと感染防止対策を講じながら、会津の歴史、魅力発信に努めてまいります。

旧滝沢本陣は、歴代会津藩主が参勤交代時などに休憩するための本陣として使用されてきました。戊辰戦争の際には9代藩主松平容保が白虎隊に出陣を命じたところで、座敷には当時の砲弾の跡や刀傷が柱や板戸に残っています。藩主が休憩した主屋と座敷は国の史跡に指定されています。藩主専用の御入御門や湯殿・便所、名子屋は史跡の構成要素として当時の姿を残していますが、茅葺屋根の傷みが目立つようになつたため、令和元年度から2年にわたり葺替え工事をを行い、昨年12月に工事が終了しました。平成27・28年度には主屋・座敷の屋根葺替え



藩主専用の御入御門

や壁・建具の修復も行っており、史跡全体の魅力が増した旧滝沢本陣をぜひご覧ください。旧滝沢本陣の周りには、国重要文化財の旧正宗寺三匠堂(さんざうえだう)や国登録記念物の会津飯盛山白虎隊土墳墓域、歴史の道百選に選ばれた白河街道(滝沢峠・沓掛峠)など史跡・名所が多くありますので、訪ねてみてはいかがでしょうか。

赤井谷地観察会



食虫植物に興味津々

湊町にある、赤井谷地沼野植物群落は、約2万年前の氷河期に自生していた北方系の植物が残っている国内では珍しい陸化型の高層湿原で、学術的にも価値が高いため昭和3年(一九二八)に国の天然記念物に指定されています。かつては猪苗代湖の一部であった赤井谷地は、約2万年前から水面の低下により湖底に泥炭層(枯れた植物が、長い間、あまり分解が進まない状態で積み重なったもの)の堆積がはじま

りました。泥炭層の厚さは最大3.4mと言われており、自生している約200種の植物のうち北方系の植物が38種確認されています。なかでもホロムイイチゴは、赤井谷地が生息の南限になつています。この希少な赤井谷地を体感し、湿原への保護・保全について理解を深めていただくための観察会を、昨年8月2日に開催し、湊町の小学生とその保護者11名が参加しました。講師には、長年調査に携わっている日本大学の笹田勝寛准教授をお迎えし、赤井谷地の成り立ちや植物について詳しく説明していただきました。特に食虫植物の説明には参加した子どもたちも大いに関心を持ったようで熱心にメモを取る様子も見られました。参加者からは、「赤井谷地の現状をはじめて知ることができた」「来年もぜひ参加したい」などの感想をいただきました。赤井谷地は、湿原の保護のため、普段は立ち入り禁止となっておりますのでご注意ください。

郷土研究奨励事業



賞状を受け取った受賞者

会津地方に関する郷土の調査、研究等を行った作品を毎年募集し、郷土研究に取り組みの励みになるよう優秀な作品には奨励金を贈呈しています。令和2年度は、準奨励賞1作品、努力賞2作品を奨励し、2月20日に表彰式を行いました。準奨励賞以上の作品は、歴史資料センター「まなべこ」や会津図書館で見ることができまので、ぜひご覧ください。

埋蔵文化財の記録保存

～地中に眠る遺跡を記録する～

墓料遺跡の遺物整理

令和元年度から一箕町にある墓料遺跡の発掘成果の整理事業を実施しています。墓料遺跡では、弥生時代の人々が亡くなった人の骨を土器に納めて埋めた再葬墓と呼ばれるお墓が数多く見つかっています。昭和40年代からの複数回にわたる発掘調査で、2千年以上前に作られた弥生土器がほぼ完形で100個体以上出土しています。昨年新たに復元された土器の中から下の写真の土器など特に珍しいものが福



復元された土器

鳥県立博物館のポイント展で展示されました。この土器は上から見た形が楕円形で、土器の口の部分はどことなく人の顔のようにも見えます。稲作などの新しい文化が伝わり縄文から弥生へと時代が変わりつつあった頃、会津の人々はどんな思いを込めて土器を作り、墓料の地に埋めていったのでしょうか。

埋蔵文化財に関する届出

遺跡の存在が推定される土地は文化財保護法では「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼ばれます。現在、本市には500ヶ所以上の埋蔵文化財包蔵地の場所が文化課で誰でも閲覧が可能です。

包蔵地内で土木工事を行う場合は文化課への事前の届け出と協議が必要です。協議の結果、工事で遺跡が破壊されると判断された場合は事前の発掘調査が必要となります。貴重な遺構や遺物を後世に伝えるため、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

©文化課 ☎39-1305

文化財の保護 未来へ残すために

国の登録有形文化財

歴史的建造物を残していく制度として登録有形文化財制度があります。この制度は建てられてから50年を経過した建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録するものです。特に外観の保存を重視した制度で、登録された後も住んだり、内装を変えて店舗として使用していくことも出来ます。

令和2年度は、鈴木屋利兵衛（大町一丁目）、関善吉薬局（川原町）が2月4日付けで新たに登録されました。



鈴木屋利兵衛(大町一丁目)



関善吉薬局(川原町)

鈴木屋利兵衛は江戸時代の文献にも載る店で、店蔵と旧主屋の2棟が登録されました。いずれも江戸時代末期頃に建てられたもので、店蔵には戊辰戦争時の刀傷が残り、2階は明治期に西洋風に改修されたモダンな建物となっています。関善吉薬局は、初代関善吉が江戸時代の元文元年（一七三六）に薬種商としてはじまる老舗で、現在の黒漆喰塗りの店舗は大正4年（一九一五）に建築されたものです。内部の薬品棚と引き出しは往時の使用の姿を残しています。

文化財防火デー

昭和24年（1949）1月26日に法隆寺金堂の壁画が焼損したことを教訓に文化財を火災等から守り、後世に残すために、毎年1月26日が「文化財防火デー」と定められました。

市では、毎年、文化財防火デーにあわせて、火災防ぎょ訓練や防火査察を行っています。今年は、新型コロナウイルス感染拡大により訓練は延期としましたが、防火査察を1月22日に実施しました。会津若松消防署と合同で、旧滝沢本陣やさざえ堂などの国・県指定の文化財建造物など9施設を対象に、防火設備の管理状況の確認や、防火と防災の指導を行いました。今回の査察では、各施設において、特に指摘事項もなく、防火設備が適正に管理されていることを確認しました。



防火査察(さざえ堂)の様子

重要文化財に指定されました。

今回の工事は、集中豪雨により損傷した茅葺屋根や壁を修復したものです。損傷部の茅を抜き取り葺き直し、壁は剥落した部位の補修を行うことにより、美しく修復された旧中畑陣屋を会津武家屋敷にてご覧ください。

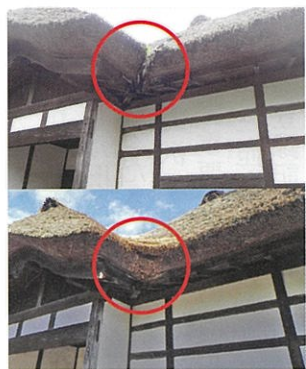
旧中畑陣屋の修復

旧中畑陣屋は、現在の西白河郡矢吹町中畑に建てら

れたので、今回登録された建物は、店舗として利用されておりますので、ぜひご覧ください。



旧中畑陣屋(会津武家屋敷内)



修復前(上)・修復後(下)

文化財の活用

知ってもらうための取組み

院内御廟歴史散策会

東山町院内にある院内御廟は、2代から9代の歴代会津藩主とその家族が眠る墓所で、約15ヘクタール（東京ドーム3.5個分）の広大な敷地が国の史跡に指定されています。3代から9代藩主は全国の大名でも珍しい神式で葬送されており、墓の構造もこの墓所独特のつくりになっています。

見学ポイントや会津藩の歴史を学びながら歩く歴史散策会を開催しました。木々が色づきはじめるなか、参加したみなさんは、職員の見学ポイントを聞きながら、写真撮影したりしながら散策を楽しんでいました。御廟には史跡についての解説板や案内板を設置していますが、現地を見ながらより詳しい説明が聞けるといふことで、毎年人気の講座です。まだ御廟に行っていない方が、より詳しく知りた方は、次回ぜひ参加してみたいかがでしょうか。



散策会の様子(2代藩主保科正経の墓所)

まなべこ歴史文化講座

歴史資料センターまなべこでは、月に1〜2回程度、歴史文化講座を開催しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大によ

まなべこツアー

会津の歴史を学び郷土愛を育む「まなべこツアー」は、市内の小学6年生を対象に毎年開催されています。「ま



お城の石垣について学ぶ受講生

り延期になってしまった講座もありましたが、屋外を歩きながら歴史を学ぶ講座や、歴史・文化の講義など、さまざまな講座を開催しています。現在は事前予約・少人数制で講座を開催しており、市政だよりやホームページで詳細をお知らせしています。興味のある講座がありましたら、ぜひお気軽にご参加ください。

◎歴史資料センターまなべこ
(☎2712705)

文化財保存活用地域計画

本市の文化財の保存活用のアクションプランとなる「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組んでいます。近年は、生活様式の変化や少子高齢化、経済情勢の悪化など、文化財を保存・継承していくことが難しく



メモを取る子ども達

なっていく一方、文化財を活用した地域振興や観光活性化など、文化財に対する期待が高まっています。そのようななか、国では、文化財保護法を改正し、地域社会全体で文化財を保存活用していく仕組みとして「文化財保存活用地域計画」が法律に位置付けられました。本市は計画を通じて所有者や地域の皆様と文化財を保存活用し、歴史文化を活かしたまちづくりにつなげていきたいと考えています。計画の策定は2年間にわたって行う予定で、令和2年度は、計画の内容を協議する協議会を立ち上げるとともに、本市の文化財に関する現状・課題等を把握するためのアンケート調査やヒアリング調査などを実施しました。調査等にご協力いただきました皆様に感謝いたします。令和3年度は、調査結果等を踏まえ、実際に計画を策定して行きます。計画が完成しましたら、国に認定の申請を行う予定です。